破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２６７号
函館市本通４丁目29番７号
債務者　中村　悠二
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで　函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２８７号
函館市湯川町１丁目16番12号
債務者　大口　良二
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで　函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２９２号
函館市時任町３番10号
債務者　土岐　淑子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで　函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２９４号
函館市富岡町３丁目５番12―102号
債務者　中野　栄子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで　函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２９７号
函館市昭和４丁目14番１―203号
債務者　江坂　　健
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで　函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２９９号
北海道山越郡長万部町字平里91番地の11、住民票上の住所北海道山越郡長万部町字長万部15番地76
債務者　高橋　昭市
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで　函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３００号
北海道寿都郡黒松内町字黒松内565番地１、住民票上の住所北海道山越郡長万部町字長万部15番地76
債務者　高橋　澄子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで　函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３１１号
北海道北斗市七重浜２丁目28番33号　フローラルハウス101号
債務者　古谷ひろこ
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで　函館地方裁判所

平成２５年（フ）第５０号
和歌山県西牟婁郡白浜町766番地　白良荘社宅７号
債務者　古賀　亮丞
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第１４号
北海道稚内市こまどり５丁目７番13号
債務者　廣田　美香（旧姓森）
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　旭川地方裁判所稚内支部

平成２５年（フ）第２９２号
埼玉県本庄市小島４丁目４番40号　諏訪ハイツ103号
債務者　山田　守章
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２９３号
埼玉県本庄市小島４丁目４番40号　諏訪ハイツ103号
債務者　山田知恵子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１９６号
茨城県かすみがうら市下稲吉1847番地３、前住所東京都品川区西大井５丁目18番９号　石塚荘201
債務者　丸山　昭男
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２８３号
埼玉県越谷市大字大房1139番地１　レックスハイム越谷307号
債務者　谷口　美香
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３８６号
埼玉県越谷市大字南荻島437番地７
債務者　細谷　光一
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４００号
埼玉県三郷市さつき平２丁目５番１―1408号
債務者　田中　雅代
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第７１号
岐阜県大垣市美和町1840番地６
債務者　久世　峰子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係